

「山形県生涯学習振興計画～生涯学習社会を実現するための社会教育のあり方～」(仮称)
中間まとめ (案)

生涯学習振興課

I 計画策定の趣旨 ～なぜ、今計画策定が必要か～

平成14年12月に「第3次山形県生涯学習振興計画」が策定されてから8年が経過した。この計画は、明確な対象期間を定めてはいないが、策定後、様々な状況の変化が生じている。

国においては法改正や答申等により、生涯学習の理念や生涯学習と社会教育との関係が示され、県においては「第5次山形県教育振興計画」が策定され、昨年度中間見直しが行われた。

また、社会状況の変化による現代的課題の増加、NPO活動の活発化等県民の実態の変化、行政改革による行政機関の組織の変化等、生涯学習、社会教育を取り巻く状況も変化している。

このような状況をふまえると、現在の実態や課題に即した新たな計画の策定が必要である。

「第3次山形県生涯学習振興計画」以降の主な国の法改正や県の計画策定

1 国の動き

【教育基本法の改正】 平成18年12月

(生涯学習の理念) 第3条 を規定。加えて、(家庭教育) 第10条 (幼児期の教育) 第11条 (社会教育) 第12条 (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 第13条 も新たに規定、または改正。

【新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について】(中教審答申) 平成20年2月

教育基本法改正を受け、「知の循環型社会の実現」に向けた具体的振興方策を提示。

【社会教育法等の改正】 平成20年6月

教育基本法改正を受け、社会教育法、博物館法、図書館法を改正。

【教育振興計画】 平成20年7月

教育基本法を受け、国の振興計画を策定。

2 県の動き

【第5次山形県教育振興計画】

平成16年3月に「第5次山形県教育振興計画」策定。平成22年度に見直し。

【第3次山形県総合発展計画】 平成22年3月

II 計画策定の意義～計画策定で何をめざすか～

1 概念の整理

(1) 生涯学習と社会教育

「生涯学習」と「社会教育」については、従来、概念上の混乱から、次のような例に陥っている場合があると指摘されてきた。

- ・「社会教育課」をそのまま「生涯学習課」に課名変更した例がある。
- ・「生涯学習」を教育委員会事務局で担当していたが、首長部局に移管した例がある。また、反対に、「生涯学習」を首長部局で担当していたが、教育委員会事務局に移管した例もある。

これらは、行政内部では一定の合理性に基づいていたのだろうが、一般には理解しにくい。

また、実際の教育実践のレベルまで降りると、「生涯学習講座」「生涯学習施設」等「生涯学習〇〇」という言葉と「社会教育講座」「社会教育施設」等「社会教育〇〇」という言葉とが混在しており、さらに、わかりにくさを助長することになっていた。

これらは、「生涯学習」という言葉が全国的に普及した時に、「生涯学習」は理念ではなく、家庭教育、学校教育、社会教育と同様の特定の場があるかのように伝わってしまったことにも一因があると思われる。

その後、平成18年12月の教育基本法改正によって次のように整理された。

第1章 教育の目的及び理念

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

これによって、「生涯学習」は理念であることが明確に示された。即ち、「生涯学習」は、「人が生涯にわたって学ぶ」というライフステージを貫く縦軸と、あるステージにおける「家庭教育」「学校教育」「社会教育」という3つの教育の場という横軸とを指す言葉であると定義づけられ、「めざすものは、生涯学習社会という理想社会であり、その社会を実現するための重要な教育機能のひとつに社会教育がある」という位置づけがなされた。

本計画では、この概念上の整理に基づき、生涯学習社会の実現に向けた社会教育のあり方と家庭教育、学校教育との関連を明確に伝えていく計画としていきたい。

(2) 社会教育固有の特性の再確認と役割の明示

平成21年8月に総務省が所管する「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」による「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」が発表された。

その影響もあってか、これまで、社会教育が担ってきた『公民館職員が公民館を拠点し、住民の自己学習・協同学習を仕組み、地域課題の解決を図り、地域づくりにつなげる』役割が、終了したか、または、軌道修正したかのような印象を与えていた。

また、厚生労働省が所管する「子育て施策」において、これまでのハード的な支援（金・施設等）に加え、例えば子育ての指導者養成のような、これまで社会教育が家庭教育への支援として担ってきた施策と重複すると思われる施策も見られる。

さらに、近年の国の社会教育施策は、在学青少年を対象にした事業や学校をステージにし、家庭・学校・地域の連携を中心とした事業等が中心であり、社会教育は学校教育の補完が主たる役割であるかのような印象を与えていた。

このような状況をふまえると、本計画では、重複していると思われる関係を整理し、社会教育固有の特性を再確認するとともに、生涯学習社会の実現のために社会教育が果たす役割を明確に示す必要がある。また、国の施策は、本県の実態に即しているとはいえないものもあり、本県に合った「地域づくり」や「学校と地域の連携」等の方向性を示すことも重要であると考える。

2 本県の生涯学習の振興・社会教育の推進の方向性の提示

第3次生涯学習振興計画までは、生涯学習を知事部局で所管していたこともあり、総合的な学習機会や場を記載した内容となっていた。「生涯学習」は「家庭教育」「学校教育」「社会教育」を

網羅する概念であるが、その全てを記載することは、具体性に欠ける計画になる可能性がある。

本計画では、前述の概念の整理をふまえた上で、本県の生涯学習・社会教育のこれまでの経緯、現在の各市町村の生涯学習・社会教育の実態や課題の分析等を基に、今後の本県の生涯学習・社会教育の推進の方向性や具体策を提示し、共有していくことが、意義ある計画になると考える。

III 計画策定の基本方針

1 具体性のあるものに

今回の計画は、生涯学習・社会教育施策を推進する所管課が策定する計画として、基本方針や推進の方向性、施策を具体的に伝えることが必要である。そのためには、教育基本法第12条（社会教育）「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」を中心据え、家庭教育や学校教育との関連では、次のような点に絞って記載することがより具体性のある計画になると考える。

- ・例えば「家庭教育」との関わりでは、社会教育としての家庭教育支援施策（幼児期の教育も含む）や福祉部局やNPO等と連携した施策を中心とする。
- ・例えば「学校教育」との関わりでは、教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）に基づき、現在、学校の場で行われている社会教育関連施策、例えば、PTA、学校支援ボランティア、体験活動や読書活動、放課後の生活、学校の社会教育施設としての活用、社会教育主事有資格教員の身分や専門性に関わること等を中心とする。

2 ライフステージに応じ、継続性や総合性が見えるものに

在学青少年期、青年期、結婚後、退職後等、ライフステージに応じた縦のつながりや、一つのステージで学びの場の横のつながりが総合的に見える計画にするような考慮が必要である。

3 他計画との関係が整理されたものに

「第5次山形県教育振興計画」（以下「5教振」）「第3次山形県総合発展計画」今後策定される「山形県スポーツ振興計画」等、他の計画との整合性をとるとともに、生涯学習・社会教育について不足している部分を補完する計画となるよう考慮する必要がある。

「5教振」は、総論では「生涯学習」の理念を掲げているが、施策は学齢期までしか示されていない。本計画を策定することにより、「5教振」の生涯学習や社会教育の内容を補完することが必要である。

4 生涯学習・社会教育行政、関係機関・団体、NPO等が活用できるものに

生涯学習・社会教育についての住民のニーズを最も理解し、かつ重要な推進役であるのは、市町村行政職員、生涯学習文化財団やPTA等の関係機関、社会教育団体、NPO等である。これら関係者が、概念の整理や施策の展開のために活用できる計画にすることが必要である。

そのためには、将来的な理想形を示すことも大切だが、実態から出発し、関係者の可能な努力により、ステップアップするような方向性を示すことが必要である。

IV 計画の名称・期間

I～IIIに記載したように、本計画は第1次～第3次の「山形県生涯学習振興計画」とは、異なるねらい、内容とするため、第4次という位置づけにはせず、「山形県生涯学習振興計画～生涯学習社会を実現するための社会教育のあり方～」の名称にする。

計画期間は、概ね10年間とし、必要に応じ5年で見直しを行う。

V 現状と課題

1 山形県行政の現状・課題

(1) 生涯学習・社会教育の県所管組織

① 経緯、現状

- 平成17年度まで 知事部局で生涯学習行政を所管。教育庁は社会教育行政。
- 平成18年度 社会教育課を母体に、生涯学習業務と私学業務、教育企画業務を加えた「教育やまがた振興課」に改編。その課内組織に平成20年度まで、「社会教育班」と「生涯学習班」とがあったが、平成21年度に「生涯学習・社会教育班」と「社会教育施設班」とに改編。
- 平成22年度から 「生涯学習振興課」と改編され、課内組織は、「生涯学習・社会教育班」と「社会教育施設班」とで編成
- 平成18年度～現在 教育事務所は一貫して社会教育課

【参考】生涯学習・社会教育の都道府県所管組織

- 教育委員会のみに設置 29 (東北：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県)
- 教育委員会と知事部局の両方に設置 18 (東北：福島県)

② 課題

- 「生涯学習振興課」という課名であるが、実際に行っているのは、ほとんど社会教育行政の業務であり、生涯学習行政に関わる業務は、わずかである。
- 課名や組織の変更が、生涯学習の振興や社会教育の推進というねらいとは別な意図で行われてきたため、筋が通っていないところがある。

(2) 職員体制

① 現状

- 生涯学習振興課 13名 (内1名は家庭教育電話相談員)

【参考】東北各県の教育委員会の所管組織職員人数

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ・青森県 18人 | ・岩手県 29人 | ・宮城県 23人 |
| ・秋田県 18人 | ・福島県 16人 | |

- 教員の社会教育主事発令状況

○教育庁 ・生涯学習振興課 (6名) ・教育事務所4 (18名)

○青少年教育施設 5 (18名) 計 40名

② 課題

- 県庁の生涯学習・社会教育主管課のみを比べると、生涯学習が移管される以前の社会教育課の時(平成17年度)に比べ1名減となっている。

(3) 生涯学習・社会教育事業

① 現状

- 主な推進施策 県単独事業○

家庭教育(含む○幼児共育)、在学少年教育(体験活動、○ボランティア活動、○伝統文化の伝承活動) ○青年教育(青年の地域参画、自立支援) 家庭・学校・地域の連携(学校支援ボランティア、放課後の生活支援)、社会教育関係職員の研修

※ これらの事業の多くは、各教育事務所が主管し、実施している。

- 社会教育施設を所管(県立青少年教育施設 県立図書館)

- ・生涯学習施設の維持・管理（県生涯学習センター）
- ・社会教育団体への支援（PTA連合会、ボーイスカウト、婦人連盟等）
- ・専門的人材育成の支援

教員の東北大学社会教育主事講習への派遣 平成23年度 19名枠

②課題

- ・全国的に生涯学習・社会教育事業予算の削減が課題となっており、本県も同様である。ただし、本県独自の事業は、東北の他県に比べれば多い状況である。
- ・派遣社会教育主事制度は、「財源確保が困難」「指導主事も市町村で配置しているため、準じる」という理由で平成19年度をもって終了した。廃止の代替措置として、各教育事務所の社会教育主事を1名増員した。派遣社会教育主事制度の廃止は、市町村の生涯学習の振興・社会教育の推進を停滞させる一因ともなっている。また、時間をかけた市町村との協議が行われなかつたこともあり、未だに復活を望む要望等が寄せられている。
- ・派遣社会教育主事制度終了後、市町村への支援策や教員の社会教育主事有資格者が専門性を発揮する場を保障する施策を打ち出していない。
- ・学校教育関係者から社会教育事業に対する理解が十分に得られていない。

2 山形県生涯学習センター

「遊学館」の中核施設である「山形県生涯学習センター」は、県民や県内外の生涯学習関連施設との情報ネットワークの形成を図る機能を持つとともに、総合的な学習情報の提供や生涯学習団体の主体的な学習活動への支援を行うほか、各種学習活動の場所の提供などを行い、県民が生涯にわたって、自分の良さややりたいことを見つけることができ、また、様々な人と出会えるよう支援している施設である。事業は、大きく4つに体系づけ実施している。

(1) 講座・セミナー・育成 (2) 調査、資料収集 (3) 施設の貸与 (4) 助成

3 市町村の現状・課題

(1) 生涯学習・社会教育の市町村所管組織

①「平成23年度生涯学習・社会教育担当部課の設置状況」(資料：文科省生涯学習基礎調査)

- ・35市町村中、32市町村が教育委員会のみに設置。
- ・1市が文化業務を首長部局で担当、1市が文化、スポーツ業務を首長部局で担当、1町が首長部局のまちづくり課で生涯学習・社会教育を担当。

②課名の変更 (資料：山形県の社会教育)

	平成23年度	平成18年度
課（係）名に社会教育の文字が入っている	11市町村	9市町村
課（係）名に生涯学習の文字が入っている	11市町村	13市町村
その他（教育文化課、教育課、等）	13市町村	13市町村

(2) 職員体制

①現状

- ・公民館数の減少に関わって、公民館主事数も減少している。（次ページの表参照）
- ・市町村職員の社会教育主事有資格者数は、減少している。

平成15年度 77名 → 平成23年度 56名（「山形県の社会教育」調査）

【市町村職員の社会教育主事発令状況】(平成23年度 生涯学習振興課調査)

村山：山形市(1) 中山町(1) 寒河江市(1) 村山市(1) 尾花沢市(1)

最上：金山町(2) 置賜：南陽市(1) 高畠町(3)

庄内：鶴岡市(5) 三川町(1) 酒田市(1) 計 18名

・35市町村中 11市町 (31.4%)

・13市中 7市 (53.8%)

・人口1万人以上の市町 20市町中 9市町 (45%)

・市町村職員の社会教育主事有資格者は、計 56名

◎数年前までは、教育委員会事務局に社会教育主事有資格者が配置されていない市町村もあったが教育事務所からの働きかけにより、配置が進んだ。今後発令までの働きかけをしていく。

◎市町村職員の社会教育主事講習受講者は、平成20年度、21年度は0名であったが、平成22年度が7名、平成23年度が8名と改善している。

(2) 課題

- 市町村職員で専門性を持つ中核となる人材が必要である。また、専門性を持つ職員がいる場合でも異動に伴い専門性が低下することも考えられるため、計画的な社会教育主事有資格者の育成等が必要である。
- 市町村教育委員会の生涯学習・社会教育業務の首長部局の補助執行や首長部局への業務移管、教育委員会職員の複数の辞令発令等の実態を把握する必要がある。

(3) 施設体制

① 現状

- コミュニティセンターへの移行により、公民館数が減少している。

※ 本計画中のコミュニティセンターとは、社会教育法に規定されている公民館を市町村の条例からはずし、首長部局に移管した施設を指す。

公民館数、職員数の推移 (平成23年4月生涯学習振興課調査)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公民館	中央・地区	236	206	205	180
	公民館主事	294	241	232	222

※米沢市は、平成18年度から公民館をコミュニティセンターへ移行

※平成20年度から21年度の減 川西町 酒田市

※平成22年度から23年度の減 山形市 遊佐町

- 社会教育施設（公民館、図書館、青少年教育施設、博物館）への指定管理者制度の導入が進行している。

市町村の社会教育施設への指定管理者制度導入状況

(平成23年1月 生涯学習振興課調査)

	公民館		図書館		青少年教育施設		博物館等	
	市町村数	施設数	市町村数	施設数	市町村数	施設数	市町村数	施設数
導入済	4	13	7	7	3	3	11	13
導入予定	2	14	0	0	0	0	1	1
導入検討	4	53	2	2	1	1	2	2

② 課題

- ・ 本県において、公民館のコミュニティセンターへの移行や指定管理者制度の導入が、生涯学習・社会教育の振興にどのように影響しているのか、実態の把握と検証を行う必要がある。
- ・ 公民館のコミュニティセンターへの移行に関わる全国的な課題として、社会教育法第23条の（公民館の運営方針）の「営利」「政治」「宗教」に関して正しく理解されていないことや、コミュニティセンターに移行すると社会教育事業をする必要がないという誤解等がある。

(4) 生涯学習・社会教育事業

① 現状

- ・ 公民館等を中核として事業を実施している市町村が多い。
- ・ 市町村が実施する社会教育事業の総事業数は減少している。
- ・ 事業内容については、市町村の推進プラン等に基づき、特徴的な事業を計画的に推進している市町村や長く同じ事業を継続している市町村等様々である。

② 課題

- ・ ライフステージに照らすと、青年期（若者期）を対象にした施策は極端に少ない。
- ・ 各事業を評価した上での継続であれば良いが、単なる前年度踏襲だとすれば改善が必要である。実態の調査とともに、前年度踏襲という問題に対する改善策を検討する必要がある。

市町村が実施する社会教育事業数の推移

(生涯学習振興課 市町村事業調査)

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
成人対象	663	800	925	885	797	751
女性対象	123	128	151	150	125	111
高齢者対象	169	158	210	192	180	167
青少年対象	694	612	688	674	570	558
家庭教育関連	252	314	351	273	238	246
合計	1,901	2,012	2,325	2,174	1,910	1,833

3 県民の現状・課題

(1) 生涯学習の実践状況（資料：平成22『新世紀山形課題調査』県庁政策企画課）

対象：県内に居住する満20歳以上の男女個人 2,500人

① 現状

- ・ 生涯学習を実践している人の割合は、次のようになっている。
本県：29.9%
全国：41.6% 「生涯学習に関する世論調査」（内閣府 平成20.5）
- ・ 「実践している人」の調査集計を見ると次のようなことがわかる。
 - ◆ 全体としては、「社会貢献型」「団体型」「イベント型」の順に多くなっている。
 - ◆ 男女別では、男性では、「社会貢献型」がトップ、女性では「団体型」がトップになっている。
 - ◆ 年齢別では、「20～29歳」は、「個人学習型」が多く「社会貢献型」が少なく、「60～64歳」では、その逆の傾向になっている。

- ・「実践していない人」の調査集計を見ると次のようなことがわかる。
 - ◆ 取り組んでみたいものは、「講座型」「社会貢献型」「イベント型」の順になっている。
 - ◆ 取り組んでみたいものの男女別では、男性では、「社会貢献型」がトップ、女性では「講座型」がトップになっている。
 - ◆ 取り組んでみたいもの年齢別では、「20～29歳」は、「イベント型」が多く、「30～59歳」は「講座型」が、「60歳以上」は「社会貢献型」が多い。
 - ◆ 「特にない」が、34.3%ある。

【補足】

- ・社会貢献型（地域づくり・学校支援・ボランティア活動など）
- ・団体型（NPO・○○研究会・○○サークル・○○同好会など）
- ・イベント型（祭り・発表会・大会・地域の年中行事などの企画運営）
- ・講座型（市民講座・家庭教育学級・○○教室・○○フォーラムなど）
- ・施設型（公民館・図書館・博物館・体育館・青少年施設などでの活動）
- ・個人学習型（通信教育など）

② 考察・課題

- ・生涯学習を実践している人は、全国に比べ少ない。
- ・本県では、「社会貢献型」生涯学習に取り組む人が多い。この傾向は、社会生活調査からもわかり、各項目全国平均を下回っているが、「ボランティア活動」は、全国に比べ10%高い。
- ・男性では、「実践している人」も「これから実践する人」も「社会貢献型」が鍵となる。女性では、「実践している人」は「団体型」が多いが「これから実践する人」のきっかけづくりとしては「講座型」が適していると考えられる。
- ・「20～29歳」は、生涯学習に取り組んでいる人が少なく、取り組んでいる人の領域は、「個人学習型」が多いという傾向がある。「これから実践する人」の希望が多い「イベント型」などによる学習のきっかけづくりが生涯学習に取組む人の拡大につながると考える。

社会生活基本調査（総務省統計局 平成18）

項目	実施率 (%)	
	県	全国
インターネット利用	45.7	59.4
ボランティア活動	31.2	21.2
スポーツ活動	57.6	65.3
学習・研究活動	26.4	35.2
趣味・娯楽	78.7	84.9
旅行・行楽	70.8	76.2

(2) NPOの状況（資料：山形県生活環境部）

① 現状

- ・NPO数は年々増えている。人口10万人当たりの法人数は、全国に比べると低いが、東北六県の中では、高い。
- ・領域別では、「保健・医療・福祉」が最も多いが、それに次いで「子どもの健全育成」「まちづくり」「社会教育」も多い。

山形県のNPO法人数

	平成13	平成16	平成19	平成23
NPO法人数	26	129	282	370

東北各県のNPO法人数 (H19.12月末)

	山形	青森	岩手	宮城	秋田	福島	東北	全国
認証法人数	282	244	302	465	175	439	1,907	33,389
10万人当たり法人数	23.3	17.1	22.0	19.7	15.4	21.1	19.9	26.1

領域別NPO法人数

1団体複数回答可

領域	団体数	領域	団体数
保健・医療または福祉の増進	218	男女共同参画社会の形成の推進	41
社会教育の推進	163	子どもの健全育成	180
まちづくりの推進	188	情報化社会の発展	30
学術、文化、芸術又はスポーツの振興	99	科学技術の振興	15
環境の保全	109	経済活動の活性化	52
災害救援活動	32	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援	3
地域安全活動	51	消費者の保護	13
人権の擁護又は平和の推進	56	以上16項目の活動を行う団体の運営 又は活動に関する連絡、助言又は援助	126
国際協力	48		

② 課題

(NPOに関する世論調査 内閣府大臣官房政府広報室 平成17年8月)

「今後、NPOの活動が一層活発になるためには、どのようなことが必要だと思うか。」

- ・NPO自身が市民に対して積極的に理解を求めていくこと 46.3%
- ・行政がNPOの活動に必要な基盤づくりを充実させること 27.8%
- ・職場や学校などで、会社員や学生などが活動に参加する機運を高めること 22.7%
- ・NPOの活動を客観的に評価する仕組みを設けること 18.7%
- ・市民一人ひとりが積極的に活動へ参加すること 17.6%
- ・わからない 11.3% (複数回答、上位5項目)

- ・本県のNPOの詳細な実態や課題の把握を行い、今後本県のNPOが進む方向性を明らかにしていく必要がある。

4 社会的課題 (第2回作業部会の意見により追加)

(1) 少子高齢化

① 現状

- ・少子化について (資料:「少子化・次世代育成支援対策関係データ集」(平成18年9月))

- 女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当する合計特殊出生率は、1.39（平成21年）と全国平均より高い水準（全国24位）にあるものの、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.08を大幅に下回っており、少子化の進行が依然として続いている。
- ・高齢化率について（資料：第4次山形県老人保健福祉計画（平成18年3月））
- 平成26年には、団塊世代が65歳に達するため、高齢者人口は33万人、高齢化率は28.8%に達する見込みである。また、後期高齢者は平成26年以降も一貫して増加傾向で推移する見通しである。

② 課題

少子高齢化が生涯学習の振興とその核となる社会教育の推進にどのような影響を与えていたか調査・分析をする必要がある。

（2）学校の統廃合について

① 現状

平成23年度の小中学校数（本校）は、小学校が305校、中学校が113校である。10年前の平成13年度は、小学校が342校、中学校が134校だった。この10年間で小学校が37校、中学校が21校の減となっており、統廃合は今後も進む予定である。

また、県立高校についても現在再編整備計画が進行中である。

② 課題

学校の統廃合が生涯学習の振興・社会教育の推進にどのような影響を与えていたか調査・分析をする必要がある。

（3）市街地と周辺部に特有の課題

（1）（2）とも関わって、市街地と周辺部とで、生涯学習・社会教育の課題について、共通するものと異なるものとがあるのではないかと考えられ、調査・分析の必要がある。

VI 計画の構成（案）

（1）中間まとめ（平成23年度）

- ① 計画策定の趣旨
 - ② 計画策定の意義
 - ③ 計画策定の基本方針
 - ④ 計画の名称・期間
 - ⑤ 現状と課題
- ※本計画では、「施策の方向」の中に記載する
- 県行政の現状・課題
 - 市町村の現状・課題
 - 県民の現状・課題
 - ・生涯学習の実践状況
 - ・NPOの状況

（2）本計画（平成24年度）

- ① 計画策定の趣旨
 - ② 計画策定の意義
 - ③ 計画策定の基本方針
 - ④ 計画の名称・期間
 - ⑤ 推進の柱
 - ⑥ 柱に即した施策の方向
- 推進の方向性
 - 現状・課題
 - 具体的取組み

VII 検討事項

(1) 記載する施策について

① 教育庁内施策

- ・ 読書活動 「第2次子ども読書活動推進計画」(平成23年度末策定予定)との関連で判断
- ・ 生涯スポーツ 「スポーツ振興基本計画」との関連で判断

② 知事部局施策

- ・ 生涯学習振興課や県生涯学習センターと連携している施策は記載予定。それ以外の施策については、生涯学習振興の重要性等をふまえ判断

③ 教育庁・知事部局に関わる施策

- ・ 障がいのある人の生涯学習の振興については「第3次山形県障がい者計画」等をふまえ判断

(2) 市町村行政や県民の実態について今後調査・考察が必要な項目

① 市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課の組織、職員体制、事業の実態

② 公民館のコミュニティセンターへの移行や社会教育施設への指定管理者制度導入の実態

② 本県のNPOの実態や課題の把握

④ 少子高齢化や学校の統廃合が進むことによる影響

⑤ 市街地と周辺部の課題の相違点

(3) 県行政について今後検討が必要な項目

① 組織、職員体制、事業について

② 社会教育施設について(青少年教育施設、図書館)